


町長	副町長	課長	指導監	副指導監	課長補佐	主幹	係長	合議	係
								   平総公総推第 5 号 平成29年12月19日	

後関

平内町長 船橋 茂久 殿

平内町公共施設等総合管理推進会議

会長 工藤 眞



平内町消防庁舎整備に関する意見書について（提出）

平内町消防庁舎建設基本計画案に対する平内町公共施設等総合管理推進会議としての意見等をまとめ、意見書を提出いたします。今後、町が事業を進めるに当たっては、意見書の内容にご配慮いただき、「住民が安心して暮らせるまちづくり」に資する素晴らしい消防庁舎となりますことを祈念いたします。



財政

平内町消防庁舎整備に関する意見書

平成29年12月 平内町公共施設等総合管理推進会議

●基本計画案の構成について

計画案の構成については、一般的な基本計画（基本方針）に盛り込むべき内容が一通り網羅され、大きな修正点はないように思われる。

また、消防庁舎建設にあたっての基本方針で「(3) 一般行政機関として住民サービス及びニーズに対応できる機能」について記載したことは評価できる。近年の異常気象により50年に1度といわれる災害が頻発している状況を考慮すると、ハード面に多額の費用を掛けるだけでは十分に対応しきれない面がある。生命・財産を守るために、消防行政の役割と地域住民が自らできることを「知る」ことが重要であり、自主防災の啓発や各種講習会などのソフト面の対策を基本計画の一部に位置づけることが大事だと考える。また最近では、社会勉強の一環として、子どもたちの施設見学が行われる事例もある。施設見学を通じて、子どもたちが「消防士」を未来の職業として夢見ることができるような取組も期待したい。

●消防庁舎建設予定地の選定について

建設位置の決定については、消防救急車両の道路へのアクセスが国道（用地南側）及び県道（用地北側）の2方向へ確保可能となるような位置、あるいは複数の経路が確保可能な位置が望まれる。また、旧青森少年院跡地全体の将来的な利活用に備え、できる限り用地（残地）のムダや二重投資などが生じないように選定に配慮すべきと思われる（取得用地の中央に建設するような位置の決定は好ましくない）。また、可能な限り住民の意見を聞き取り、参考とすることが望ましい。

本会議委員の意見として、別添資料（カラー印刷資料）のとおり3案について、それぞれ留意点を挙げているので参考にさせていただきたい。

●アクセス道路周辺への対応について

交通量の増加に伴う渋滞や交通事故の発生を防ぐために、緊急時の退避スペースの確保、駐停車禁止帯（ゼブラゾーン）の設置、信号の設置や移設、出庫表示板（サイン）の設置、及び車両出入口間口の確保などといった様々な対応策が考えられる。詳細については、消防署の位置が決まった段階で関係各所と改めて対応を協議すべきと考える。

●排水処理（伏流水等の処理）について

消防庁舎の建設にあたり、排水処理が適切に行われるよう配慮することが望まれる（排水経路の現状把握や施設整備に伴う排水経路の確保策、周辺地域への影響などを事前に調査することが望ましい）。

消防庁舎建設後に周辺地域で道路冠水等が頻発するといったことの無いように、必要に応じて既存の排水路の再整備等も併せて実施するよう要望する。

●人員及び施設規模について

本会議において2つの視点から意見が挙げられている。どちらの視点においてもメリット・デメリットが考えられるが、やはり「住民の安全・安心」や「消防業務の安定・継続的な運用」を確保することが優先されると判断し、本会議の結論を「視点②」として提言する。

<視点①>将来の人口規模を勘案した規模の確保

→人口減少社会における将来的な消防ニーズの変化・広域的対応、ランニングコストの削減などを視野に入れた人員・施設規模を検討する考え方

<視点②>住民の安全・安心を担保できる規模の確保

→国の指針や青森地域広域事務組合（青森消防本部）の規定に沿った配置を優先し、大規模災害対応などを考慮した適正な人員・施設規模を検討する考え方（指揮隊の設置など）

●人員増に対する方針について

現状の人員数が、国の指針や青森消防本部の規定を下回っていることを考えると、早期に町と消防との間で人員計画の協議を行い、その方針を定めることが望ましい。なお、増員に当たっては、人件費の急増や職員年齢構成のバランスを考え、1度に増やすのではなく、徐々に増やしていくことが望ましいと考える。

●諸室の個別留意事項について

①諸室概要資料 No. 1 「事務室」

事務室内に通信指令室や指令制御室を一体として計画しているが、事務室は地域住民が入りすることもするため、緊急時においても業務に支障が生じないように配慮する必要がある。特に、指令システムが作動する室は温湿度管理の個別制御が必要になることもあるため、重要諸室については事前に検討すべきと考える。

②諸室概要資料 No. 7 「車庫」

消防車両については、水を常に積載することを考慮すると、積雪寒冷地として車庫内の凍結対策が必要と思われるため、関連事項を要件に記載する方が望ましい。一般的には暖房設備（床暖・ヒーター等）の対策が考えられる。また、車庫の室内環境を考慮すると、排ガス対策として十分な換気設備、強制排気も必要と思われる。

車庫前のスペースについては、緊急車両の出入りのため常に動線が確保されている必要がある。特に冬期間の除雪が十分になされる必要があることから、太陽光発電や小型風力発電、その他有効な方法により融雪設備または除排雪対策を検討すべきと考える。

③諸室概要資料 No. 27 「機械室・電気室」

冷房、給湯（ボイラー）、非常用電源室の想定面積が少し小さいと思われる。面積は目安に過ぎないものの、自家発電設備の設置や用途、延床面積を勘案し、改めて精査すべきと考える（参考：「建築設備計画基準」社団法人公共建築協会）。

④諸室追加検討「(仮) 備蓄室」

災害に備えた備蓄スペースの要否については、災害時の対応として備蓄物資を集中管理する方が良いのか、分散管理する方が良いのか、消防署に併設した場合に消防救急業務への支障が無いか（動線や配給など）といった様々な観点からメリット・デメリットを検討し判断することが望ましいと考える。

●町財政運営への影響について

町財政担当で吟味していることと思うが、事業の実施にあたっては「最小限のコストで最大限の効果」を得られるように、また将来的な町の財政運営に大きな影響を及ぼさないように十分配慮すべきである。

●周辺地域・住民への配慮について

大規模な事業となることから、住民説明会を実施し、行政として説明責任を果たすとともに、住民の理解を得ながら事業を進めることが望ましい。

移転先周辺の交通渋滞や交通事故の予防策として、緊急退避スペースを確保する、緊急車両の出庫等を示す表示板（サイン）を設置するなどといった、施設整備の面からの対策を検討すべきと考える。併せて、施設整備後の運用面の工夫（例えば、サイレン吹鳴時にアクセス道路に近づくまではボリュームを抑えるなど）についても周辺住民などに配慮した検討が必要である。

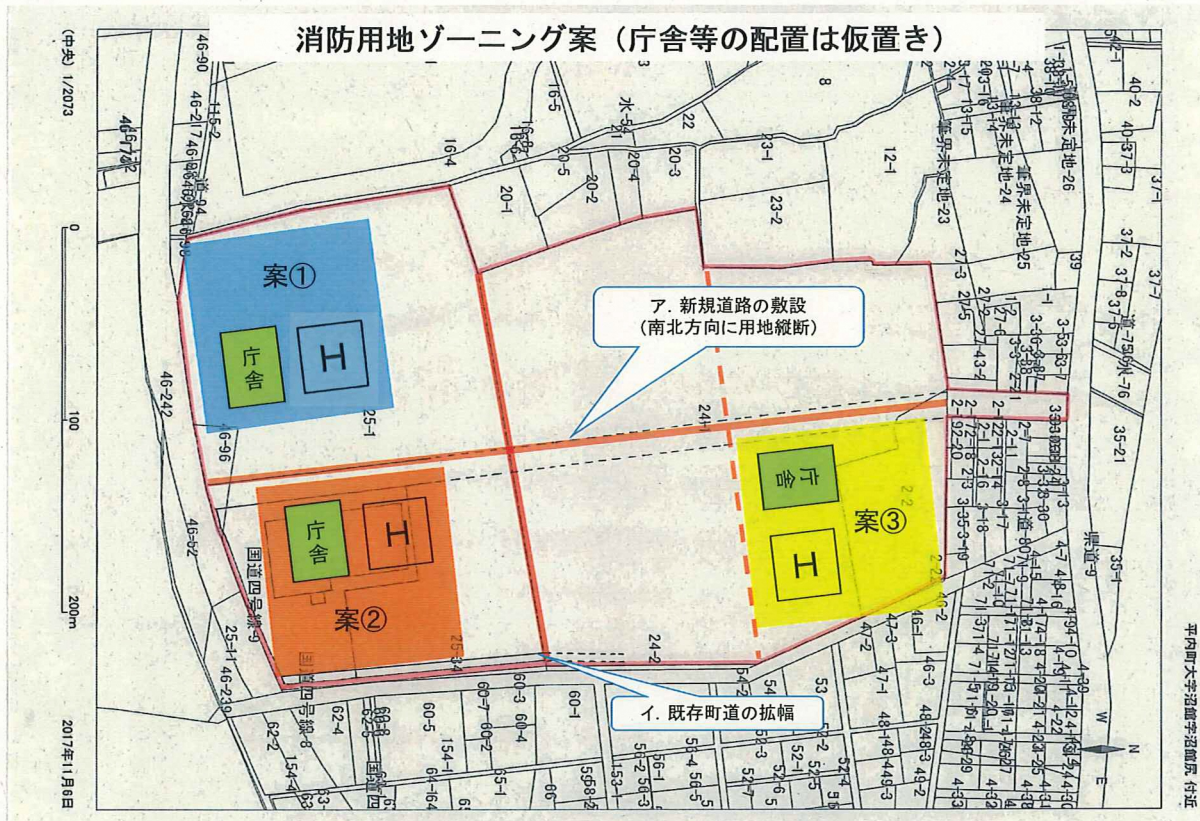
●女性職員等採用への配慮について

女性職員等の採用に備え、設備面での整備を行うのはもちろんのこと、国の働き方改革等を念頭に置いた運用面（精神面）での配慮も検討すべきと考える。併せて在職職員の意識改革や協力も必須である点に留意が必要である。

●旧少年院跡地全体の利活用について

取得予定用地面積約 85,000 m²のうち、消防庁舎用地として活用される見込が 10%未満であることを踏まえると、実現可能性は別としても、全体的な用地の利活用方針（ゾーニングなど）を早期に検討し、用地を有効に活用すべきと考える。

以上



<案①の場合>

- ・国道&西側町道沿い(町道は使いにくい)、高低差あり(盛土要)
- ・図アの道路新設が必須(国道と新規道路から2方向へアクセス)
- ・国道との接続等(場合により信号設置)を関係機関と協議要
- ・車庫正面の向きは国道か新設道路側が望ましい

★消防庁舎建設位置選定のポイント!

- ・消防庁舎としての機能や利便性(緊急車両の動線等)を確保する→車庫正面をどこへ向けるか
- ・2方向(国道、県道)へのアクセス経路を確保する
- ・冬季の雪対策を勘案する→除排雪、風向き(吹きだまり)
- ・ヘリポートの進入経路を勘案する→周辺用地の高さ制限
- ・用地の無駄や二重投資を極力避ける(コスト)→用地の四隅活用を優先、用地高低差、排水経路
- ・他団体との協議の要否→国交省、県、警察等

<案②の場合>

- ・国道&東側町道沿い、高低差あり(盛土要)、かつ国道と町道と用地3つの高さをうまく整合させる必要あり
- ・図イの道路拡幅が必須(国道と東側町道から2方向へアクセス)
- ・国道との接続等(場合により信号移設)を関係機関と協議要
- ・車庫正面の向きは国道か町道側が望ましい

<案③の場合>

- ・東側町道沿い、高低差は一部を除きほぼなし、元々少年院の建物が建っていた位置
- ・図イの道路拡幅が必須(東側町道から2方向へアクセス)
- ・周辺に住宅が多く、サイレン音などに配慮(住民の理解)が必要
- ・国道-東側町道の交差点の信号移設協議要
- ・車庫正面の向きは東向き(町道側)が望ましい